

## 第 8 章 資料編

### 1. 幸手市次世代育成支援行動計画策定地域協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条の規定に基づき、幸手市次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するため幸手市次世代育成支援行動計画策定地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行動計画の策定に関し、意見を述べ、必要な助言を行うこと。
- (2) その他行動計画の策定に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次代の社会を担う子どもの育成に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、行動計画の策定が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、民生部社会児童課において処理する。

(補足)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、行動計画の策定の日その効力を失う。